

◎社会福祉法等の一部を改正する法律案に対する修正案対照表
 ○社会福祉法等の一部を改正する法律案（抄）

（傍線部分は修正部分）

修 正 後	修 正 前
<p>（社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律の一部改正）</p> <p>第五条 社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第百二十五号）の一部を次のように改正する。</p> <p>〔略〕</p> <p>附則第一条中「平成二十八年四月一日」を「平成二十九年四月一日」に改め、同条第二号中「次条」を「次条第一項及び第三項」に改め、同条に次の三号を加える。</p> <p>四 次条第二項の規定 社会福祉法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第 号）の公布の日</p> <p>五・六 〔略〕</p> <p>〔略〕</p> <p>（介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の一部改正）</p> <p>第六条 介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十二号）の一部を次のように改正する。</p>	<p>（社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律の一部改正）</p> <p>第五条 社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第百二十五号）の一部を次のように改正する。</p> <p>〔略〕</p> <p>附則第一条中「平成二十八年四月一日」を「平成二十九年四月一日」に改め、同条第二号中「次条」を「次条第一項及び第三項」に改め、同条に次の三号を加える。</p> <p>四 次条第二項の規定 社会福祉法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第 号）の公布の日</p> <p>五・六 〔略〕</p> <p>〔略〕</p> <p>（介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の一部改正）</p> <p>第六条 介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十二号）の一部を次のように改正する。</p>

附則第十三条第二項中「平成三十八年三月三十一日」を「平成三十九年三月三十一日」に改め、同条第八項中「第六条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律第三条」を「新社会福祉士及び介護福祉士法附則第三条第一項の規定の適用については、平成二十八年四月一日から平成三十四年三月三十一日までの間は、同項中「介護福祉士」とあるのは、「介護福祉士（介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十二号）附則第十三条第一項に規定する特定登録者であつて、同条第三項に規定する指定研修課程を修了していないものを除く。）」とし、社会福祉法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第 号）第五条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律（以下「平成十九年一部改正法」という。）第三条の二」に改め、「（次条第三項において「改正後の社会福祉士及び介護福祉士」という。）」を削り、「については」の下に「、同年四月一日以後は」を加え、同条に次の三項を加える。

9～11 〔略〕

附則第十四条第三項中「者に対する」の下に「附則第十二条第一項の規定により読み替えられた」を加え、「あるのは「喀痰吸引等」を「あるのは「喀痰吸引等」に改め、「とし、」の下に「新社会福祉士及び介護福祉士法附則第三条第一項の規定の適用については、同年四月一日から平成三十四年三月三十一日までの間は、同項中「医師の指示の下に、」とあるのは「医師の指示の下に、介護サー

附則第十三条第二項中「平成三十八年三月三十一日」を「平成三十九年三月三十一日」に改め、同条第八項中「第六条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律第三条」を「新社会福祉士及び介護福祉士法附則第三条第一項の規定の適用については、平成二十八年四月一日から平成三十四年三月三十一日までの間は、同項中「介護福祉士」とあるのは、「介護福祉士（介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十二号）附則第十三条第一項に規定する特定登録者であつて、同条第三項に規定する指定研修課程を修了していないものを除く。）」とし、社会福祉法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第 号）第五条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律（以下「平成十九年一部改正法」という。）第三条の二」に改め、「（次条第三項において「改正後の社会福祉士及び介護福祉士」という。）」を削り、「については」の下に「、同年四月一日以後は」を加え、同条に次の三項を加える。

9～11 〔略〕

附則第十四条第三項中「者に対する」の下に「附則第十二条第一項の規定により読み替えられた」を加え、「あるのは「喀痰吸引等」を「あるのは「喀痰吸引等」に改め、「とし、」の下に「新社会福祉士及び介護福祉士法附則第三条第一項の規定の適用については、同年四月一日から平成三十四年三月三十一日までの間は、同項中「医師の指示の下に、」とあるのは「医師の指示の下に、介護サー

ビスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第七十二号)附則第十四条第一項の規定による認定を受けた者ごとに当該認定に係る」と、「喀痰吸引等のうち当該認定特定行為業務従事者が修了した次条第二項に規定する喀痰吸引等研修の課程に応じて」とあるのは「喀痰吸引等のうち」とし、社会福祉法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第 号)第五条の規定による改正後の平成十九年一部改正法第三条の二の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法附則第十条第一項の規定の適用については、「を」を加え、「改正後の社会福祉士及び介護福祉士法附則第十条第一項」を「同項」に改める。

附 則

第九条 [略]

- 2 前項の規定による選任は、施行日において、その効力を生ずる。この場合において、新社会福祉法第四十一条第一項の規定の適用については、同項中「、選任後」とあるのは「、社会福祉法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第 号)の施行の日以後」と、「を選任後」とあるのは「を同日以後」とする。

3 [略]

ビスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第七十二号)附則第十四条第一項の規定による認定を受けた者ごとに当該認定に係る」と、「喀痰吸引等のうち当該認定特定行為業務従事者が修了した次条第二項に規定する喀痰吸引等研修の課程に応じて」とあるのは「喀痰吸引等のうち」とし、社会福祉法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第 号)第五条の規定による改正後の平成十九年一部改正法第三条の二の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法附則第十条第一項の規定の適用については、「を」を加え、「改正後の社会福祉士及び介護福祉士法附則第十条第一項」を「同項」に改める。

附 則

第九条 [略]

- 2 前項の規定による選任は、施行日において、その効力を生ずる。この場合において、新社会福祉法第四十一条第一項の規定の適用については、同項中「、選任後」とあるのは「、社会福祉法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第 号)の施行の日以後」と、「を選任後」とあるのは「を同日以後」とする。

3 [略]